

規 則 名	理 由	要 旨
博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。	<p>1 規定の整備 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い規定を整備する。 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第7条、第9条及び第10条)</p> <p>2 様式の削除 博物館法の一部を改正する法律において、登録要件が見直されたことに伴い様式を削除する。 (第二号様式)</p> <p>3 様式の追加 博物館法の一部を改正する法律において、定期報告について規定されたことに伴い様式を追加する。 (第六号様式)</p> <p>4 その他 所要の規定の整備を行う。</p> <p>5 施行期日 (1) 令和5年4月1日から施行する。 (2) その他所要の経過規定を置く。 (改正附則関係)</p>

議 決 事 項 第 11 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則（案）

博物館の登録に関する規則（昭和二十七年四月十五日奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」を「第十一条」に改め、「地方公共団体の設置するものにあつては」及び「一般社団法人、一般財団法人、宗教法人又は博物館法施行令（昭和二十七年政令第四十七号）第一条の法人の設置するものにあつては、別記第二号様式」を削る。第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「第十条」を「第十四条」に、「第三号様式」を「第二号様式」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条を次のように改める。

第五条 法第十五条第一項に規定する届出は、別記第三号様式により行わなければならない。

第六条中「第五号様式」を「第四号様式」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条中「第六号様式」を「第五号様式」に改め、「請求」の次に「が」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

（定期報告）

第九条 法第十六条に規定する報告は、毎年度、別記第六号様式により行わなければならない。

（細則）

第十条 この規則に定めるもののほか、博物館登録に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別記第一号様式を次のように改める。

第一号様式

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

奈良県教育委員会殿

設 置 者 名

博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて登録を申請します。

事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	

別記第二号様式を削る。

別記第三号様式を別記第二号様式とする。

別記第四号様式を別記第三号様式とし、同様式中「~~第13条~~」を「~~第15条~~」に、「届け出します。」を「届け出ます。」に改める。

別記第五号様式を別記第四号様式とし、同様式中「~~第15条~~」を「~~第20条~~」に、「届け出します。」を「届け出ます。」に改める。

別記第六号様式を別記第五号様式とし、別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

第六号様式

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に登録を受けている博物館にあつては、施行後五年間は登録博物館とみなすものとする。

第 号
年 月 日

設 置 者 名

奈良県教育委員会殿

定期報告について

博物館法第16条の規定により、関係書類を添えて報告します。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改正案	現行
<p>(登録)</p> <p>第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第十一條の規定による登録を受けようとするものは、別記第一号様式による登録申請書を奈良県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>第二条 削除</p> <p>第三条 法第十四條に規定する博物館登録原簿は、別記第二号様式によるものとする。</p> <p>(取消)</p> <p>第四条 削除</p> <p>(変更)</p> <p>第五条 法第十五條第一項に規定する届出は、別記第三号様式により行わなければならない。</p>	<p>(登録)</p> <p>第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第十條の規定による登録を受けようとするものは、地方公共団体の設置するものにあつては別記第一号様式、一般社団法人、一般財団法人、宗敎法人又は博物館法施行令(昭和二十七年政令第四十七号)第一條の法人の設置するものにあつては、別記第二号様式による登録申請書を奈良県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>第二条 教育委員会は、法第十二條に規定する登録要件の審査に当り実地調査及び学識経験者の意見を徴する等審査の適性を期さなければならぬ。</p> <p>第三条 法第十條に規定する博物館登録原簿は、別記第三号様式によるものとする。</p> <p>(取消)</p> <p>第四条 法第十四條第一項に規定する登録の取消をする場合は、あらかじめ当該博物館の設置者に対し、口頭及び書面による陳述の機会を与えなければならない。</p> <p>(変更)</p> <p>第五条 登録申請書の記載事項について変更があつたときは、直ちに、別記第四号様式により教育委員会に届け出なければならない。ただし、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年九月末日及び三月末日までに届け出るものとする。</p>

改正案

(廃止)

第六条 博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から二十日以内に別記第四号様式により教育委員会に届け出なければならない。

(公示)

第七条 削除

現行

(廃止)

第六条 博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から二十日以内に別記第五号様式により教育委員会に届け出なければならない。

(公示)

第七条 教育委員会は、左に掲げる事項についてその都度公示しなければならない。

一 法第十条の規定による登録をしたとき。

二 法第十三条第二項の規定による変更登録をしたとき。

三 法第十四条第一項の規定による登録の取消をしたとき。

四 法第十五条第二項の規定による登録をまつ消したとき。

(登録証明書)

第八条 教育委員会は、博物館登録原簿に登録されたる博物館より登録証明書の請求があつたときは、別記第五号様式による証明書を交付しなければならない。

第八条 教育委員会は、博物館登録原簿に登録されたる博物館より登録証明書の請求あつたときは、別記第六号様式による証明書を交付しなければならない。

(定期報告)

第九条 法第十六条に規定する報告は、毎年度、別記第六号様式により行わなければならない。

(細則)

第十条 この規則に定めるもののほか、博物館登録に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

改正案

現行

第一号様式

第一号様式

博物館登録申請書

博物館登録申請書

年月日

年月日

奈良県教育委員会殿

奈良県教育委員会殿

設置者名

市町村長氏名

博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて登録を申請します。

博物館法第11条の規定により、関係書類を添えて登録を申請します。

事項	記載欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

事項	記載欄
設置者の名称	
博物館の名称	
博物館の所在地	

記

- 1 設置条例の写
- 2 館則の写
- 3 直接博物館に使用する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 4 その年度の事業計画書及び予算の歳出の見積に関する書類
- 5 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

(備考) 博物館資料目録は次の様式にしてください。(詳細な資料目録の内訳は、別に添付するようにしてください。)

資料の種別	資料の種類及び数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

改正案

現行

(削る)

第二号様式

博物館登録申請書

年 月 日

奈良県教育委員会殿

設置者名

博物館法第11条の規定により関係書類を添えて登録を申請します。

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

記

- 1 法人の定款の写又は宗教法人の規則の写
- 2 館則の写
- 3 直接博物館に使用する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 4 その年度の事業計画書及び収支の見積に関する書類
- 5 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

(備考) 博物館資料目録の様式は第1号様式に準じてください。

改正案

現行

第二号様式

第三号様式

博物館登録原簿

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	記号、番号	第号				
設置者の名称及び住所						
名称						
所在地						
備考						

事項	登録		登録変更		登録変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	記号、番号	第号				
設置者の名称及び住所						
名称						
所在地						
備考						

改正案

現行

第三号様式

第四号様式

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

奈良県教育委員会殿

奈良県教育委員会殿

設置者名

設置者名

博物館登録事項の変更について(届出)

博物館登録事項の変更について(届出)

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

博物館法第13条第1項の規定により、下記のとおり届け出します。

記

記

変更事項	左 の 内 容		変 更 の 理 由
	変更年月日	変更事項の内容	

変更事項	左 の 内 容		変 更 の 理 由
	変更年月日	変更事項の内容	

改正案

現行

第四号様式

第五号様式

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

奈良県教育委員会殿

奈良県教育委員会殿

設置者名

設置者名

博物館廃止について(届出)

博物館廃止について(届出)

博物館法第20条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

博物館法第15条第1項の規定により下記のとおり届け出します。

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

改正案

現行

第五号様式

第六号様式

博物館登録証明書

博物館登録証明書

1 交付年月日 年 月 日(発行日より1箇年有効)

1 交付年月日 年 月 日(発行日より1箇年有効)

2 登録原簿記載事項

2 登録原簿記載事項

事項	
登録年月日	
記号番号	
設置者の名称及び住所	
名称	
所在地	
備考	

事項	
登録年月日	
記号番号	
設置者の名称及び住所	
名称	
所在地	
備考	

上記のとおり登録されていることを証明します。

上記のとおり登録されていることを証明します。

年 月 日

年 月 日

奈良県教育委員会印

奈良県教育委員会印

改正案

現行

第六号様式

(新設)

第 号

年 月 日

奈良県教育委員会殿

設置者名

定期報告について

博物館法第16条の規定により、関係書類を添えて報告します。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則（案）

博物館の登録に関する規則（昭和二十七年四月十五日奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」を「第十一条」に改め、「地方公共団体の設置するものにあつては」及び「、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人又は博物館法施行令（昭和二十七年政令第四十七号）第一条の法人の設置するものにあつては、別記第二号様式」を削る。
第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「第十条」を「第十四条」に、「第三号様式」を「第二号様式」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条を次のように改める。

第五条 法第十五条第一項に規定する届出は、別記第三号様式により行わなければならない。
第六条中「第五号様式」を「第四号様式」に改める。

第六条中「第五号様式」を「第四号様式」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条中「第六号様式」を「第五号様式」に改め、「請求」の次に「が」を加える。
第八条の次に次の二条を加える。

（定期報告）

第九条 法第十六条に規定する報告は、毎年度、別記第六号様式により行わなければならない。
第十條 この規則に定めるもののほか、博物館登録に関し必要な事項は、教育委員会

（細則）

第十條 この規則に定めるもののほか、博物館登録に関し必要な事項は、教育委員会
が別に定める。

別記第一号様式を次のように改める。

第一号様式

博物館登録申請書

年 月 日

奈良県教育委員会殿

設置者名

博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて登録を申請します。

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

別記第二号様式を削る。

別記第三号様式を別記第二号様式とする。

別記第四号様式を別記第三号様式とし、同様式中「~~第13条~~」を「~~第15条~~」に、「届け出します。」を「届け出ます。」に改める。

別記第五号様式を別記第四号様式とし、同様式中「~~第15条~~」を「~~第20条~~」に、「届け出します。」を「届け出ます。」に改める。

別記第六号様式を別記第五号様式とし、別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

第六号様式

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に登録を受けている博物館にあつては、施行後五年間は登録博物館とみなすものとする。

第 号
年 月 日

設 置 者 名

奈良県教育委員会殿

定期報告について

博物館法第16条の規定により、関係書類を添えて報告します。

博物館の登録及び博物館相当施設の指定に関する審査基準

奈良県教育委員会

博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の規定に基づき、博物館の登録及び博物館相当施設の指定に関する審査基準を次のように定める。

第1 博物館登録に関する審査基準

博物館の登録に関する基準は、省令第19条から第21条までの規定を参酌し、以下のよう定める。

(1) 博物館の体制に関する基準

法第13条第1項第3号に規定する、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に関する基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- ① 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
- ② 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- ③ 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- ④ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）を行う体制を整備していること。
- ⑤ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- ⑥ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- ⑦ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(2) 博物館の職員に関する基準

法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に関する基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- ① 第1(1)①の基本的運営方針に基づき、博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- ② 学芸員が置かれていること。
- ③ 第1(1)①の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(3) 博物館の施設及び設備に関する基準

法第13条第1項第5号に規定する博物館の施設及び設備に関する基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- ① 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- ② 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- ③ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- ④ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

第2 博物館に相当する施設の指定に関する基準

法第31条第1項の規定により指定する博物館に相当する施設（以下「指定施設」という。）の指定に関する基準は、省令第24条第2項にて準用する同令第19条から第21条までの規定を参酌し以下のように定める。

(1) 指定施設の体制に関する基準

省令第24条第1項第2号に規定する資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- ① 当該施設における資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。
- ② 前号の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- ③ 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- ④ 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）を行う体制を整備していること。
- ⑤ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- ⑥ 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- ⑦ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(2) 指定施設の職員に関する基準

省令第24条第1項第3号に規定する職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- ① 第2(1)①の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができ館長等が置かれていること。
- ② 学芸員に相当する職員が置かれていること。
- ③ 第2(1)①の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(3) 指定施設及び設備に関する基準

省令第24条第1項第4号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- ① 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- ② 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- ③ 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- ④ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

適用

この基準は、令和5年4月1日より適用する。